

①ペーパーの画情業事黙支ア育子・まな子林田市・S

・育果・育嫁交学の膜見せるには二間膜画十信の間半引、お画情業事黙支ア育子・まな子林田市○※国において作成された資料から抜粹

要需む又只此の眞実ア育子・まな子

・C持きよら子の業未癡シ故
セ甘風味を育身
詮案で持きよら子が詮案
(詮案内子のア育子・まな子)

・C持きよら子の業未癡シ故
詮案で持きよら子が詮案
(詮案内子のア育子・まな子)

・C持きよら子の業未癡シ故
セ甘風味を育身
詮案で持きよら子が詮案
(詮案内子のア育子・まな子)

・C持きよら子の業未癡シ故
セ甘風味を育身
詮案で持きよら子が詮案
(詮案内子のア育子・まな子)

(望養用味十只先用味の五庭)黙咲・查體の要需

(画情半バニ)画情業事黙支ア育子・まな子林田市

。持5倍(詮根詮實十容内の詮輪)業式別體。(望養用味十只先用味の五庭)ハ其見の量

基本指針の概要(案)

計画新規黙咲
音樂事業業者
業者業者業者
詮案業者業者

音樂事業業者
音樂事業業者
詮案業者業者

詮案業者(計画新規黙咲 = 業者業者、業者業者、業者業者)
共業者業者、おアJCコ業者業者

音樂事業業者
音樂事業業者
詮案業者業者

書類番号
10

書類番号
1

資料4

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

- 満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+子育て支援
- 満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育ての利用希望)
学校教育+保育+放課後児童クラブ
土子育て支援
- 満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず
家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育ての利用希望)
土子育て支援

需要の調査・把握(現在の利用状況+利用希望)

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保の内容+実施時期」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どもための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
*私立保育所については、委託費を支弁

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者
= 地域型保育給付
の対象※

地域子ども・子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業等

放課後児童クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
 - 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
 - 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
 - 幼児期の学校教育・保育の一體的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)
- <任意記載事項>
 - 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
 - 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

